

トラストサービスの普及に関する取組状況

令和5年4月

サイバーセキュリティタスクフォース事務局

トラストサービスの普及に関する取組

- ✓ トラストサービスとは、インターネット上で本人であることやデータの正当性を証明することにより、送信元のなりすましや改ざん等を防止するための仕組みのこと。例えば、電子署名、タイムスタンプ、eシール、eデリバリー等がある。
- ✓ 総務省は、デジタル庁による取組の下、タイムスタンプに係る制度運用、eシールに係る制度整備の検討等の取組を行っている。

サービス内容

① 電子署名

意思を確認できる仕組み

国による認定制度あり

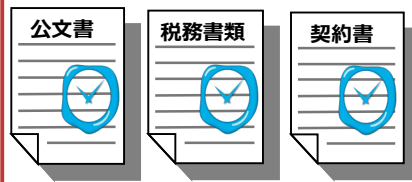


意思に係る文書

② タイムスタンプ

データの存在証明の仕組み

国による認定制度あり



③ eシール

文書の発行元を確認できる仕組み

技術上・運用上の基準あり



事実・情報に係る文書

④ eデリバリー

データの送達を保証する仕組み

制度なし



総務省の取組

■ 令和3年9月1日のデジタル庁設置に伴い、電子署名法は同庁に移管。

■ 令和3年4月に総務大臣による認定制度を開始。

■ 認定に係る審査を実施。また、民間認定制度からの円滑な移行を支援。令和5年2月に初めての認定を実施。

■ 令和4年度税制改正で、電子帳簿保存制度に、総務大臣認定タイムスタンプの付与を位置づけ。

■ デジタル庁にてとりまとめた「トラストを確保したDX推進SWG報告書」（令和4年7月）を踏まえ、令和4年度にeシールに係る調査研究を実施。また、今年度は、関連情報募集(RFI)を実施。

■ 上記の取組結果を踏まえ、令和5年度には認定制度に係る検討を継続。

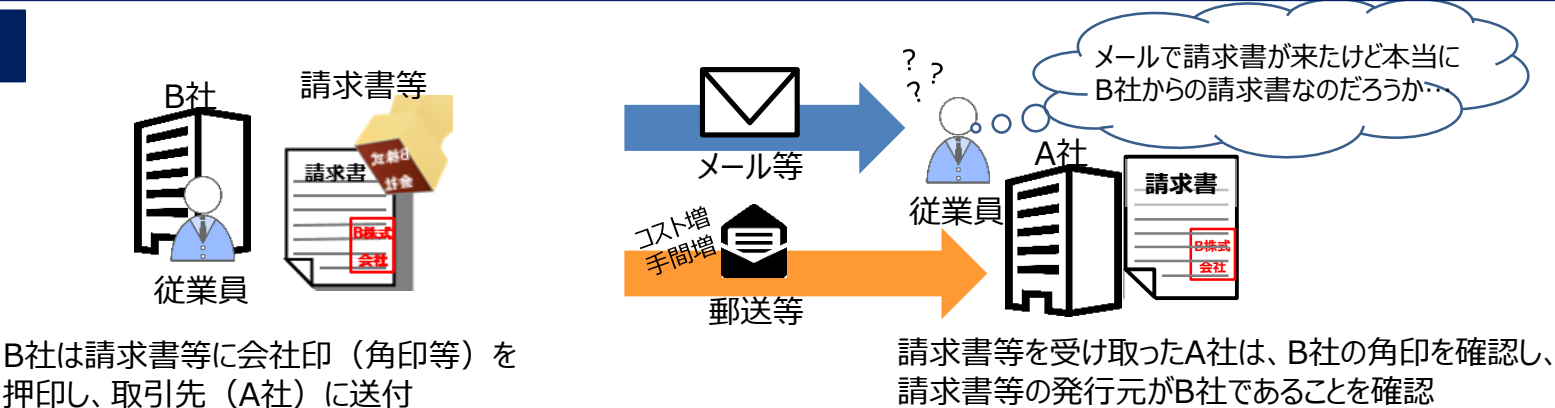
■ 令和3～4年度に、eデリバリーの国内への導入に当たっての課題抽出や海外での活用事例に係る調査研究を実施。

■ 令和5年度は、国内で期待されるeデリバリーのユースケースの深掘り及び制度の在り方に係る調査研究を実施。

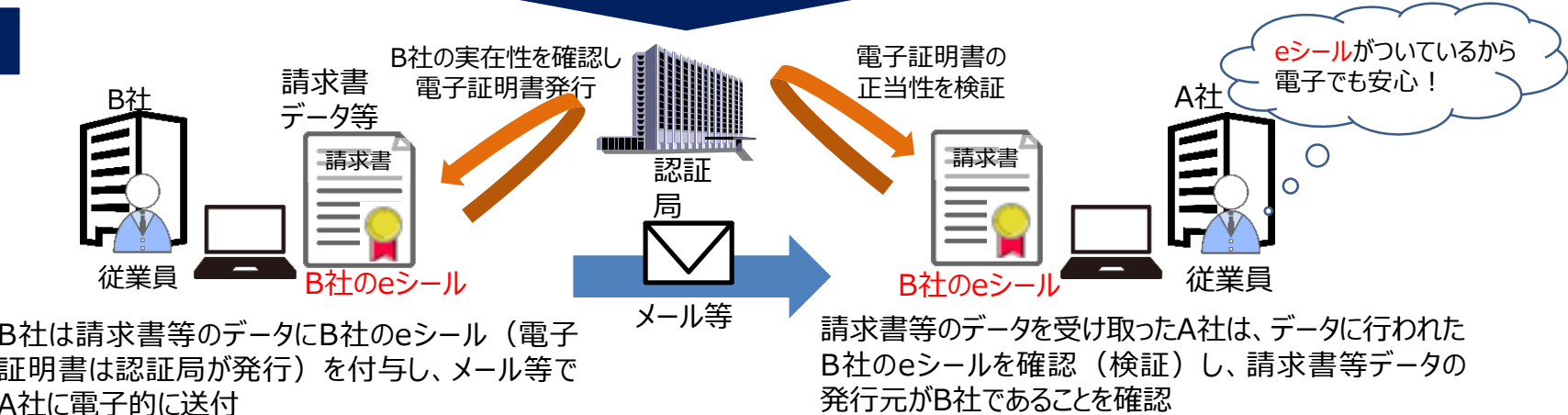
eシールとは

- eシールとは、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置（技術的には電子署名と同じ仕組み）。
- 個人名の電子署名とは異なり、**使用する個人の本人確認が不要**であり、領収書や請求書等の経理関係書類等のような**迅速かつ大量に処理するような場面**において、**簡便にデータの発行元を保証することが可能**。
- eシールの活用により、**データ発行元の組織を簡便に確認**できるようになり、これまで紙で行われていた**書類等の企業間のやり取りを電子的に安全に行える**ようになることで、従来の郵送の手間やコストの削減による業務効率化や生産性向上が期待される。

従来



eシール



- ✓ 総務省やデジタル庁が立ち上げたWGなどにおいて、eシールに関する検討を実施
- ✓ 総務省ではデジタル庁による取組の下、eシールの民間サービスの信頼性を評価する仕組み等について検討を実施。

■「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（総務省）」

■ eシールに関する実証実験

「**トラストを確保したDX推進SWG（デジタル庁）**」において、報告書を策定・公表

- ・eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現に向けた、総務省の取組の支援
- ・税務関連業務、金融業務におけるeシール活用の可能性などが示された。

2020.4

2022.7

2019.1

2021.6

2023.4

「**トラストサービス検討WG（総務省）**」



「**eシールに係る指針**」を策定・公表

「**eシールに関する調査研究**」を実施

- ・利用者のニーズの高まり（例：電子インボイス、会計監査業務等へのeシール活用）
- ・事業者側の動向（例：eシールに近いサービスの進展）などを把握した。

eシールに関する情報提供依頼を実施中

- 社会全体のデジタル化が進展する中で、送信元のなりすましや電子データの改ざん等を防止する仕組みであるトラストサービスが大きな役割を果たすことが期待される場所。
- 総務省では、令和3年6月に「eシールに係る指針※¹」(以下、「指針」という。)を公表し、トラストサービスの1つであるeシールについて、その定義※²や、技術や運用等の主要な要素に関する一定の基準を示した。
- 今後、eシールの民間サービスの信頼性を我が国において評価する仕組み等を検討するに当たっては、我が国における当該サービスの状況等を十分に把握しておくことが必要。
- 以上のことから、eシールの定義に合致すると考えられるサービスやeシールと近い機能を持つと考えられるサービス等について、我が国においてどのようなものが提供されているか、広く情報提供を依頼するものである。
- ファイル転送サービス、会計ソフト等、サービスの一機能としてeシールが提供されている場合も対象とする。
- サービス提供主体者だけでなく、第三者からの情報も含め、広く情報提供を依頼する。

※1 eシールに係る指針 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000756907.pdf)

※2 電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書が改ざんされていないことを確認可能とする仕組み

概要	
情報提供依頼期間	4月13日(木)から5月12日(金)までの30日間
依頼内容 ※①か②のいずれかのみ の回答も可	①我が国において、指針における定義に合致するeシールを提供するサービス(過去提供していた、又は将来提供予定のサービスを含む。)について、サービスの提供事業者、サービスの名称、サービスの概要 ②eシール同様に、電子文書の発行元の組織等を示す目的で行われる何らかの措置を含むサービスについて、サービスの提供事業者、サービスの名称、サービスの概要
情報の活用方法	今後、我が国において、eシールの民間サービスの信頼性を評価する仕組み等を検討する際の参考とする。

- ✓ 2023年2月に、3社の時刻認証業務を認定。
- ✓ 電子帳簿保存法の経過措置期限（本年7月29日）へ向け、民間制度からの円滑な移行を推進

指定調査機関として一般
社団法人日本データ通信
協会を指定

2021.6.24

経過措置期限へ向けた
円滑な移行を推進

電子帳簿保存法の経過
措置終了

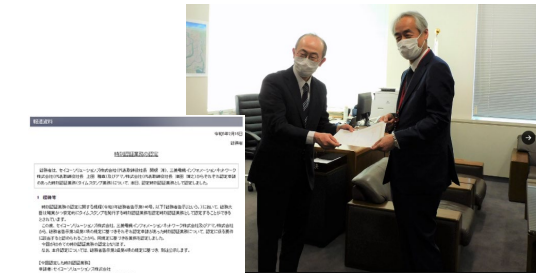
2023.7.29

2021.4.1

2023.2.16

総務大臣認定制度開始
総務省告示「時刻認証業務の認
定に関する規程」公布・施行

・セイコーソリューションズ
・三菱電機インフォメーション
ネットワーク
・アマノ
の**3社の業務を認定**



認定式の様子は
総務省公式SNSを活用して広報